

議案第40号

羽曳野市税条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和3年6月4日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)の公布に伴い、市民税の非課税措置の適否の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の適否の判定に用いる扶養親族の範囲と同じくするとともに、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除を延長するほか所要の規定整備を行うため、この条例を制定するものであります。

羽曳野市税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第 28 条の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改める。

第 53 条中「第 2 条第 4 項ただし書」を「第 2 条第 3 項ただし書」に改める。

附則第 3 条第 1 項中「及び扶養親族」の次に「(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第 4 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 7 条の 2 中第 25 項を第 26 項とし、第 24 項を第 25 項とし、第 23 項の次に次の 1 項を加える。

24 法附則第 15 条第 46 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 羽曳野市税条例附則第 4 条の改正規定 令和 4 年 1 月 1 日

(2) 附則第 3 条の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和 3 年法律第 号)附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(3) 羽曳野市税条例附則第 7 条の 2 の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 31 号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の羽曳野市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個

人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 地方税法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号)附則第 12 条第 9 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する固定資産税については、同法第 1 条の規定による改正前の地方税法附則第 64 条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

新	旧
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第 14 条 1 省略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 320,000 円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 100,000 円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 190,000 円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第 15 条～第 28 条の 2 省略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第 28 条の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(年齢 16 歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>第 29 条～第 52 条 (特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第 53 条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の 10 日までに、施行規則第 5 号の 8 様式又は施行規則第 2 条第 3 項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第 14 条 1 省略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 320,000 円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 100,000 円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 190,000 円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第 15 条～第 28 条の 2 省略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第 28 条の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>第 29 条～第 52 条 省略 (特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第 53 条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の 10 日までに、施行規則第 5 号の 8 様式又は施行規則第 2 条第 4 項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申</p>

告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

第 54 条～第 114 条 省略

附 則

第 1 条～2 条の 4 省略

(個人市民税の所得割の非課税の範囲等)

第 3 条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 17 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000 円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 100,000 円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 320,000 円を加算した金額)以下である者に対しては、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 省略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第 4 条 平成 30 年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 19 条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項(第 2 号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第 5 条～第 7 条 省略

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 7 条の 2 1～23 省略

24 法附則第 15 条第 46 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

25 省略

26 省略

以下省略

告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

第 54 条～第 114 条 省略

附 則

第 1 条～2 条の 4 省略

(個人市民税の所得割の非課税の範囲等)

第 3 条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 17 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000 円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 100,000 円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 320,000 円を加算した金額)以下である者に対しては、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 省略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第 4 条 平成 30 年度から令和 4 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 19 条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項(第 2 号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第 5 条～第 7 条 省略

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 7 条の 2 1～23 省略

24 省略

25 省略

以下省略